



全国中高教育模擬国連大会

議題概説書

第10回 AJEMUN2026

Agenda: 国際刑事裁判所改革

Date: 2026年8月8日(土)～9日(日)

Committee: ローマ規程締約国会議

Location: 国立オリンピック記念
青少年総合センター

主催：全模研





目次

作者より	3
議題概説書について	5
第1章 会議設定	6
第1節 議場設定	
第2節 成果文書	
第2章 ICCの基礎と制度構造	9
第1節 ICC設立の背景	
第2節 管轄と補完性	
第3節 ICCのこれまでの貢献	
第4節 加盟状況と普遍性の欠如	
第3章 ICCが直面する構造的危機	21
第1節 執行力の欠如	
第2節 政治的圧力	
第3節 捜査・訴追対象の地域的な偏在	
第4章 非加盟国と大国問題	29
第1節 米国	
第2節 ロシア	
第3節 中国	
第4節 柔軟な協力の可能性	
第5章 論点解説	34
論点1 ICCの実効性をどのように強化すべきか	
論点2 ICCに対して、各国はどのような改革を求めるべきか	
第6章 アウト・オブ・アジェンダ	38
参考文献	40



作者より

大使の皆様、第10回全国教育模擬国連大会（AJEMUN）へようこそ。ご参加いただき、誠にありがとうございます。

皆さんは、「どれほど大きな罪を犯した人であっても、いつか必ず裁かれるべきだ」と考えたことはありませんか。

ニュースで戦争や虐殺、民間人への攻撃が報じられるたびに、「なぜ誰も止められないのだろう」「罪を犯した人は、本当に責任を問われるのだろうか」と感じたことがある人も多いのではないのでしょうか。

その問いに、国際社会が一つの答えとして生み出したのが、国際刑事裁判所（ICC）です。

ICCは、ジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する罪といった、世界で最も重大な犯罪を裁くために設立された国際裁判所です。「不処罰なき世界」という理念のもと、これまで数多くの事件に向き合い、国際社会の正義を支えてきました。そして現在、その使命の先頭に立ち、ICCを率いているのが、日本人として初めて所長に就任した赤根智子所長です。ICCは、今この瞬間もなお、世界各地で起きる重大犯罪と向き合い続けています。

しかし、現実決して理想どおりではありません。

逮捕状を発付しても執行されないことがあります。政治的な圧力によって、その判断が揺さぶられることもあります。ある国は「国際正義のために不可欠な存在」だと考え、別の国は「国家主権を脅かす制度」だと考えています。

では、ICCはこのままでよいのでしょうか。

それとも、より公正で、より信頼される国際裁判所へと改革されるべきなのでしょうか。

本会議では、ローマ規程締約国会議（Assembly of States Parties）を議場とし、この問いに真正面から向き合います。

皆さんには、自国の立場や国益を踏まえながら議論を進めていただきます。しかし、その先には、「国際社会全体にとって、どのような司法制度が望ましいのか」という、より大きな問いがあることを忘れないでください。

国際社会には、一つの正解はありません。

だからこそ、異なる価値観を持つ国々が対話を重ね、ときに対立し、ときに歩み寄りながら、未来への合意を築いていくことに大きな意味があります。

この二日間で、皆さんにとって世界の見方を広げ、「正義とは何か」を改めて考える機会となることを心より願っています。

それでは、議場でお会いしましょう。

(三田国際科学学園3年 柳瀬健翔 荒川香貴 室井和美)



議題概説書について



議題概説書の位置付け

議題概説書は、今後皆さんが各国大使として準備を進めるにあたっての出発点として、会議の背景知識を共有するものである。本議題概説書を導入として、議題および担当する国への理解を深めていただきたい。リサーチを進める前に本議題概説書に目を通し、議題に関する歴史的背景や本議題の論点を整理していただければ幸いである。



議題概説書の扱い

1. 著作権は、全国教育模擬国連大会(AJEMUN)事務局に帰属する。
2. 本議題概説書を用いた学校間での練習会議を本大会終了まで禁ずる。
3. 大会終了後は、本議題概説書を以下の目的での使用を許可する。

- 1) 学校内または学校間の練習会議での使用
- 2) 校内での教育目的での使用

使用、引用する際は、出典を明記すること

出典の明記例:「AJEMUN 2026年度議題概説書 より」

その他の用途での利用を希望する場合は、事前にAJEMUN事務局へ確認を要する。

4. 改変・商用利用を禁ずる。



第1章 会議設定



第1節 議場設定



議場

今会議の議場は、第25回ローマ規程締約国会議（ASP: Assembly of States Parties）である。締約国会議は、国際刑事裁判所（ICC: International Criminal Court）の管理監督機関として、ローマ規程第112条に基づき設置されたものである。ICCは、1998年に採択されたローマ規程（Rome Statute of the International Criminal Court）を条約上の根拠として2002年に発足した常設の国際刑事裁判所であり、国際的に重大な犯罪を犯した個人を裁く権限を持つ。

締約国会議は、ローマ規程のすべての締約国から代表が派遣される意思決定機関であり、通常、オランダのハーグまたは国連本部（ニューヨーク）にて年1回開催される。その主な任務は、ICCの運営・予算の監督、規程の改正審議、裁判官の選出、および締約国間の協力促進など多岐にわたる。

なお、締約国会議はICCの「最高意思決定機関」であるものの、ICCの司法機能そのものへの介入は明示的に禁じられており、あくまで行政的・立法的監督機関としての役割を担う点に留意すること。



開催日時

今会議の開催日時は、2026年8月8・9日である。実際の第25回締約国会議は2026年秋にハーグ又はニューヨークにて開催される予定であるが、今会議では大会当日の日程に開催される設定とする。よって会議では、AJEMUN前日までの情報を使用しないで構わない。



議題と論点

今会議の議題は、「ICC改革」と設定する。

論点は以下の2点とする。

- ① 「ICCの実効性をどのように強化すべきか」
- ② 「ICCに対して、各国はどのような改革を求めるべきか」

詳しい内容については、第5章を参照すること。



第2節 成果文書の扱い



成果文書の扱い

締約国会議は、ローマ規程第112条第2項に基づき、規程の運用・改正に関する意思決定を行う権限を有する管理監督機関であり、その成果文書は「決議」として扱われる。

これらの成果文書は、締約国会議としての公式見解を国際社会に示すものであるが、ICCの司法・訴追機能に対して指示を与えたり干渉したりする法的効力は有さない。これは、締約国会議がICCの行政的・立法的な監督機関であり、司法の独立を保護する観点から、裁判所の事件処理や検察官の判断に対し直接的な拘束力をもって介入することは認められていないためである。

しかし、締約国会議の決議は、ICCの予算・組織改革・他の重要な政策方針を規定するものであり、各国の政治的コミットメントの表明としても機能する。実際、毎年 of 定例会合では、ICCの強化と締約国会議のあり方を包括的に定める「オムニバス決議」が採択されている。

ICCの設立理念である「不処罰なき世界」を実現するために何が必要かを真摯に議論し、形式的な声明にとどまらない実効性ある決議案の採択を目指していただきたい。



採択条件

今会議の成果文書の採択条件は、ローマ規程第112条第7項に則り、「コンセンサスによる採択を最大限追求し、コンセンサスが得られない場合は、出席し投票する締約国の3分の2以上

の賛成」とする。なお、手続事項に関する決定については、出席し投票する締約国の単純過半数によって行われる（同第7条(b)項）。

コンセンサス方式は、全締約国が積極的に反対しない形での合意形成を目指す手続きであり、多数決よりも広範な調整を必要とする一方、採択後の実施においてより広い支持を確保できるという利点がある。上記の通り採択の難易度は高いが、各国大使の皆さんには、採択の可否のみに囚われることなく、その内容の実質的な意義に目を向け、ICCの改革に向けた真に有益な成果文書の作成に尽力していただきたい。



第2章 ICCの基礎と制度構造



第1節 ICC設立の背景



第1項 国際刑事裁判の起源

個人による犯罪は原則として各国の裁判所において裁かれるが、戦争や経済がグローバル化していく中で、国際的に個人の罪を問う風潮が誕生した。たとえば、第一次世界大戦後、当時のドイツ皇帝であったヴィルヘルム2世を国際裁判にかけようという構想が浮上した。しかし、亡命先のオランダが皇帝の受け渡しを拒んだため、この構想が実現することはなかった。

1945年、連合国はロンドン憲章（London Charter、1945年8月8日）を採択し、国際軍事裁判所（International Military Tribunal）をドイツのニュルンベルクに設置した。この法廷は、ナチス・ドイツの指導者たちを「平和に対する罪」、「戦争犯罪」、「人道に対する罪」の3類型によって訴追した。個人が国際法上の刑事責任を直接負いうるという先例を、初めて国際社会に示した重要な機会であった。同じ時期には、アジア・太平洋地域における戦争犯罪者を裁くために、極東国際軍事裁判所が設置された。しかし両法廷は、戦勝国のみによって構成されていたことから、のちに「勝者の裁き」との批判を招いた。それでも、「一国家を統べるものであったとしても、個人の行動の責任を追求されうる」という認識が十分に広まった。



第2項 ICTY・ICTRの成立

1948年に国連総会は決議260号において19条からなるジェノサイド条約を採択した。そこ(A/RES/260(III)[B])では常設の裁判所を設置することを*国際法委員会（ILC）に対して求めることが盛り込まれていたが、米ソ冷戦の激化によって実現することはなかった。

冷戦終結後、国際社会に新たな転機が訪れた。1990年代初頭、旧ユーゴスラビアでは民族浄化や組織的暴力を含む深刻な人道法違反が横行し、またルワンダでは1994年4月から7月の間で約50万～80万人もの人が虐殺された。

こうした事態に対して、国連安全保障理事会は緊急の対応として、二つの暫定的な国際刑事裁判所を設置した。まず1993年5月に、決議827号より「旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）」がオランダのハーグに設置された。ICTYはニュルンベルク裁判と極東裁判以来、初めての国際刑事犯罪法廷となった。2017年の閉廷までに、起訴された161名の全員が訴追され、なかでも1995年のスレブレニツァ虐殺については、セルビア人勢力が国連の「安全地

帯」において約8000人のボスニア系ムスリム男性を組織的に虐殺したという事実を認定した判決となり、国際刑事法において重要な意義を持つこととなった。

また、決議995号により、1994年11月にルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）がアルーシャ（タンザニア）に設置された。ICTRは、史上初めてジェノサイドに関する有罪判決を下した国際法廷となり、また、国際刑事法上における性的暴力の定義を初めて確立した法廷でもあった。

しかし、この二つの法廷には根本的な限界がある。多くの国際法学者が、「暫定的な法廷は事案が生じるたびに新たな法律を設立する必要があり、膨大なコストと時間がかかると共に法的な一貫性を持ちえない」と指摘した。

アドホック法廷の比較		
	ICTY	ICTR
設置年	1993年	1994年
設置根拠	安保理決議827号	安保理決議955号
所在地	オランダ・ハーグ	タンザニア・アルーシャ
対象	旧ユーゴスラビアの犯罪	ルワンダにおけるジェノサイド等
閉廷	2017年	2015年

*国際法委員会…国際法の「漸進的発達」および「法典化」を主たる任務として国連総会によって設立された補助機関であり、政府の代表ではなく個人の資格で選出された34名の国際法専門家によって構成される機関である。

第3項 ICC設立への道程

そのような状況の中、1989年にトリニダード・トバゴが麻薬犯罪への対処を念頭に置き、国際刑事裁判所設置の提案を国連総会に提出した。ILCは1994年に草案を国連総会に提出し、1996～1998年にかけて計6回にわたる準備委員会（PrepCom）が国連本部で開催された。国際NGO連合（CICC）もこの過程に積極的に参与し、ジェンダー犯罪の規定や検察官の独立性に関する条約作りを後押しした。1998年6月から7月にかけて開催された「ローマ会議」にて、160以上の国が5週間以上にわたる集中審議が行われ、120カ国以上の賛成によりローマ規程（Rome statute）が採択された。しかし、米国・イスラエル・中国などを含む7カ国が反対票を、21カ国が棄権票を投じた。

ローマ規程は1998年7月17日に採択され、2002年7月1日に発効し、正式に国際刑事裁判所が設立された。ローマ規程は、前文及び全13部からなり、国際刑事裁判所の管轄・構造・機能に関する包括的な枠組みを定めている。

第2節 管轄と補完性

第1項 ICCの管轄犯罪

前節で見てきたとおり、ICCはニュルンベルク裁判以来の国際刑事法の歩みを引き継ぐことで誕生した。では具体的にどのような犯罪をICCは裁くことが出来るのだろうか。

ローマ規程第5条は、ICCが管轄する犯罪を明確に限定している。その冒頭は - 「裁判所の管轄権は、国際社会全体の関心事のある最も重要な犯罪に限定される」 (第5条第1項) - と記されている。ここでいう「最も重大な犯罪」とは以下の4つである。

犯罪の種類	規定条文
ジェノサイド（集団殺害）の罪	ローマ規程 第6条
人道に対する罪	ローマ規程 第7条
戦争犯罪	ローマ規程 第8条
侵略犯罪	ローマ規程 第8条第2項

ジェノサイドの罪

ジェノサイドとは、国民的・民族的・人種的または宗教的集団の全部または一部を破壊する意図をもって行われる行為を指す。具体的には、集団の構成員を殺害すること、身体的・精神的な重大な障害を与えること、集団の生活条件を意図的に破壊すること、出生を妨げる措置を科すこと、子供を他の集団へ強制移動させることが含まれている。

「ジェノサイド」が他の犯罪と区別される最大の特徴は、この「破壊する意図」の存在である。ルワンダのツチ族虐殺やボスニアの*スレブレニツァ虐殺などが典型例として挙げられる。

*スレブレニツァ虐殺とは、1995年のボスニア戦争中にボスニア・セルビア人軍がスレブレニツァで8,000人以上のボシュニャク人男性・少年を殺害した事件であり、第二次世界大戦後のヨーロッパ最大のジェノサイドとされている。

人道に対する罪

人道に対する罪とは、民間人の集団に対する広範または組織的な攻撃の一部として行われる行為のことを指し、殺害・絶滅・奴隷化・強制移送・不法拘禁・拷問・性的暴力（強姦・性奴隷など）・迫害・アパルトヘイト・その他非人道的行為がこれに含まれる可能性がある。ジェノサイドとの違いは、特定の集団について「破壊する意図」を必要としない点である。民間人を大規模かつ組織的に標的とすれば、紛争の有無にかかわらず、またその目的に関わらず、この罪は成立し得る。

戦争犯罪

戦争犯罪とは、武力紛争において行われる深刻な人道法違反を指す。1949年のジュネーブ諸条約の重大な違反行為（故意の殺害・拷問・人質の捕虜など）や、国際紛争や内戦などの武力紛争における慣習国際法違反（民間人への意図的攻撃・文化財の破壊・15歳未満の子供の徴兵など）が広く含まれている。ICCは特に「計画的または大規模な」戦争犯罪に対して管轄権を有している。

侵略犯罪

侵略犯罪は、2010年にウガンダで開かれたローマ規程再検討会議で定義が確立した。国連憲章に明白に違反する形で他国に対して武力行使を行った場合に、国家の指導者が問われる罪である。

【参考】

ローマ規程第29条では、「裁判所の管轄権の範囲内の犯罪は、時効の適用を受けない」と明記されている。つまり、ICCの行う4つの犯罪は、どれだけ時間が経過しても、時効によって消滅することはない。

第2項 管轄権の成立要件

上記のような犯罪に当てはまっていたとしても、ICCは自動的に捜査を始められるわけではない。ICCが管轄権を行使するためには、以下のような一定の条件を満たす必要がある。

時間的な条件（第11条）

ICCは、ローマ規程が発効した2002年7月1日以降に行われた犯罪のみを対象とする。それ以前の行為は、いかに重大な事態や事件であっても、ICCの管轄外と判断される。

人的管轄権（12条）

ICCの管轄権の行使には、原則として関係国の同意が必要だ。ローマ規程第12条第2項によると、次のいずれかの国がICC規程の締約国である場合、あるいは非締約国であっても第12条第3項に基づきICC管轄権の受諾を宣言した場合に、ICCは管轄権を行使することができる。

1. 犯罪が行われた国
2. 被疑者の国籍国

なお、安保理による付託の場合はこうした前提条件がなく、非締約国の状況についても管轄権を行使できる。これは安保理が国連憲章第7章に基づいて行動していることを根拠とするものであり、ICC規程に明文の規定があるわけではない。

【参考】非締約国による管轄権受諾（第12条第3項）

非締約国であっても、ICC規程第12条第3項に基づく宣言を行えば、問題となる犯罪についてICCの管轄権を受諾することができる。受諾した国は第9部の規定に従い遅滞なく裁判所に協力する義務を負う。

場所的管轄権

ICCは締約国の領域で行われた犯罪について、被疑者の国籍にかかわらず管轄権を行使することができる（第12条第2項）。また、第12条第3項に基づく宣言を行った国の領域で行われた犯罪についても管轄権を行使することができる（同条第3項）。さらに、安保理による付託では、非締約国の領域で行われた犯罪についても管轄権を行使することができる第13条(b))。この「領域」には、その国に登録された船舶や航空機の内部も含まれる（第12条(a))。

なお、場所的管轄権の具体的な適用範囲については、ICCの第一予審裁判部が重要な判断を示している。ミャンマー（非締約国）からロヒンギャと呼ばれる少数派がバングラデシュ（締約国）に逃れた事態について、2018年9月6日に第一予審裁判部は「ICCが管轄権を有する」と判断した。

トリガー・メカニズム（第13条・第15条）

捜査を始めるためには、次の3つの要件のいずれかを満たす必要がある。

1. **締約国による付託**：締約国が自国領域内で発生した事態を検察官に付託する方法である。
2. **国連安全保障理事会による付託（国連憲章第7章に基づく）**：国連安全保障理事会が国連憲章第7章に基づいて事態を検察官に付託する方法である。この安保理の権限はローマ規程において明文化されているわけではない。なお、安保理には、付託権限のほかにも、すでに始まった手続きを延期する権限（16条）も認められている。
3. **検察官の独自判断**：締約国や安保理ではなく、独立した検察官が自らの判断によって捜査を開始する方法である。ローマ規程第15条は、独立した検察官に対してICCの管轄権行使を発動させる権限を認めている。ただし、独立した検察官への強い反対を反映して、予審裁判部の許可というプロセスが加えられている。ローマ規程は、管轄権行使の前提条件を定める第12条との関係から、検察官が自己の発意によって捜査を進めるためには、事態・事件が発生した地域や被疑者が国籍を持つ国が締約国であることが必要だ。

特に3は、被害を受けた国や個人から情報を受け取り、予審裁判部の承認を受けたうえで検察官が自ら操作を開始できる仕組みで、ICCの独立性を象徴する規定である。



第3項 補完性原則

ICCがある事態について管轄権を持っていたとしても、実際に管轄権を行使することができるためには、さらに「受理許容性（admissibility）」が認められなければならない。以下が受理許容性を構成する要素である。

①補完性原則

受理許容性において重要な観点となるのが「補完性原則」である。ローマ規程の前文では、次のように宣言している – 「国際刑事裁判所は各国の刑事裁判管轄権を補完するものである」 --。この言葉は、ローマ規定の第1条でも繰り返されているICCの根本的な立場を表すものだ。

この原則が意味するのは、ICCは「最後の手段（last resort）」の機関であるということだ。ICCは各国の国内裁判所に取って代わるものではなく、国内での訴追が適切に行われている限り、事態や事件には介入しないというのが基本姿勢だ。

補完性原則の背景には、「重大な国際犯罪を訴追する第一義的な責任は各国にある」という考えがある。ローマ規程前文では、「各国が国際犯罪に対して刑事管轄権を行使することは各国の義務である」と明記している。つまり、ICCは各国のその義務を果たせない・果たさない場合に初めて機能する、いわば国際社会のバックアップシステムである。

②ICCが介入できる条件（第17条）

ICCが実際に介入できる場合を、ローマ規程第17条は以下のように定めている。

「意思のない」場合

国内で操作が訴追が行われているように見えても、その実態が「犯罪者を刑事責任から守るためのもの」であったり、「引き渡しに不当に引き延ばされている」場合、あるいは「独立性・公正に行われていない」場合、ICCは介入することができる。

「能力のない」場合

国内の司法制度が崩壊または機能不全に陥っており、被害者の身柄確保や証拠収集が不可能な場合

近年では「積極的補完性」という考え方が広まっている。これは、ICCが単に「国内で適切に処理できない場合に介入する」という受け身の姿勢にとどまらず、各国が自国内で重大犯罪を適切に訴追できるよう、能力構築や法整備を積極的に支援するというアプローチである。コンゴ民主共和国や中央アフリカ共和国など、ICCが捜査に入った国の司法を現地で強化する取り組みが具体例として挙げられる。

③犯罪の重大性（第17条）

ローマ規程第17条第1項(d)は、「当該事件が裁判所による新たな措置を正当化する十分な重大性を有しない場合」に、受理許容性が認められないと定めている。

ICCの事項的管轄権の対象であるコア・クライムは、そもそも「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」（前文・第5条）であり、重大性とは裁判所において処理されるべき事件の種類を絞る機能を持つ。

ICC上訴裁判部は、重大性の判断基準として、量的基準（特に被害者の数）と質的基準（結果的に侵害された人権、被害者への影響、被告人の役割と参加の程度、差別的動機に基づいて行われたかどうかを含む被疑犯罪の性質・規模・実行の方法など）を挙げている。

第3節 ICCのこれまでの貢献

ICCは、その設立から現在までに様々な事態・事件を取り扱ってきたが、ここでは具体的に3件を取り上げることで、ICCが果たしてきた貢献について見ていく。

トマス・ルバンガ事件

コンゴ民主共和国（DRC）東部のイトゥリ地域は、1999年以降、ヘマ族とレンドゥ族という二つの民族集団が土地や豊富な金鉱をめぐって激しく対立してきた。この紛争の中で特に重要な役割を果たしたのが、トマス・ルバンガ・ディロである。彼は愛国者連合（UPC）を創設し、その軍事部門であるコンゴ解放愛国軍（FPLC）の最高指導者を務めた。

FPLCが国際社会の注目を集めた最大の理由は、15歳未満の子供達を組織的に徴兵、使用したことにある。ICCの判決によると、FPLCはイトゥリ地域全域にわたり広範な少年少女の徴兵政策を実施し、軍事訓練を施したうえで実際の戦闘に参加させていた。子供達は各地の戦闘に駆り出されただけでなく、「カドゴ部隊」と呼ばれる子供ばかりで構成された特別部隊に組み込まれた者もいた。

ICCの対応と判決

2004年、DRCはこの事態・事件についてICCへ付託し、ICCは同年に正式に捜査を開始した。その後、2006年3月17日、ルバンガは、ICCの逮捕状に基づき逮捕された最初の人物となった。2012年3月14日、ICC第一審部は、15歳未満の子どもを紛争に兵士として徴兵・徴募・使用した戦争犯罪について、ルバンガに有罪の判決を下した。これは**ICCが下した史上初の有罪判決**である。2012年7月10日には14年の禁固刑が言い渡され、この判決は上訴審でも2014年12月1日に確認された。

また、賠償についても重要な決定が下された。2017年12月、ICC第二裁判部はルバンガの被害者への集団賠償額を1,000万米ドルと定めた。賠償は被害者信託基金（TFV）を通じ

て、元子ども兵士への心理的リハビリ、職業訓練、コミュニティセンターの建設などの形で実施されることとなった。

この事件の歴史的意義

ルバンガ事件の判決は、少年兵に関わる犯罪が法の届かない範囲に置かれることを明確に示した先例となった。同時に、ICCが初めての裁判を通じて被害者参加の範囲、仲介者の管理などのさまざまな手続き的課題に向き合い、制度の運用基盤を整えたという意義も持っている。

一方でこの訴追を巡っては批判もあった。アムネスティ・インターナショナルをはじめとする多くの人権団体は、少女兵士への性的暴力を含む追加的な犯罪が起訴の対象にならなかった点に失望を示し、「起訴の範囲が狭すぎる」と指摘した。この反省は、のちのICCの捜査戦略の見直しにつながっていく。

ルバンガ事件の概要	
項目	内容
被告	トマス・ルバンガ・ディロ
罪状	戦争犯罪（15歳未満の子どもの徴兵・使用）
起訴根拠	ローマ規程 第8条第2項(e)(vii)
逮捕	2006年3月17日（ICC史上初）
有罪判決	2012年3月14日（ICC史上初の判決）
刑期	禁固14年
賠償額	1,000万米ドル（被害者信託基金経由）

アル・マフディ事件

マリ北部の古都トンブクトゥ（Timbuktu）は、15～16世紀にイスラム学問の一大中心地として栄えた都市だ。16の廟（びょう）、三つの歴史的モスク（ジンガレーベル、シディ・ヤヒア、サンコレ）、数千点にも上る貴重な写本を擁するこの都市は、ユネスコの世界遺産にも登録されている。

2012年1月、マリでは反乱勢力が台頭し、イスラム主義武装集団「アンサル・ディーネ」とその同盟組織「イスラム・マグレブ諸国のアルカイダ（AQIM）」がトンブクトゥを制圧した。アンサル・ディーネは自らの厳格なイスラム法解釈に基づき、聖者の廟を「異端」として破壊の対象とすることを決定した。

この破壊活動を実際に指揮したのが、アフマド・アル・ファキ・アル・マフディ（Ahmad Al Faqi Al Mahdi）である。地域社会で知られたイスラム学者であった彼は、アンサル・ディーネが設置した宗教道徳警察「ヒスバ」の初代長官に任命された。2012年6月末から7月にかけて、アル・マフディは九つの廟と一つのモスクの扉を含む計十か所の宗教的・歴史的建造物の破壊を主導した。

ICCの対応と判決

マリ政府は2012年にICCへこの事態・事件を付託し、捜査が開始された。2015年9月26日、アル・マフディはニジェール当局によってICCに引き渡され、ハーグの拘置施設に収監された。

2016年8月22日に始まった裁判で、アル・マフディは起訴事実とその罪を認めた。これは、ICCで初めて被告が起訴事実を認めたケースとなった。2016年9月27日、ICC第八裁判部はアル・マフディを「歴史的・宗教的建造物への意図的攻撃」という戦争犯罪について有罪と認定し、9年の禁固刑を言い渡した。その後、2021年11月に刑期が7年に短縮され、2022年9月に釈放されている。

賠償についても初めての試みが行われた。2017年8月、ICC第八裁判部は、トンブクトゥのコミュニティへの個人的・集団的賠償として、アル・マフディに270万ユーロの支払い責任があるとする賠償命令を発出した。賠償は、廟の守護者や直系の子孫への個人補償と地域コミュニティ全体への集団賠償という二層構造で設計された。

この事件の歴史的意義

この事件は、二つの点で国際刑事法に新たな地平を開いた。

第一に、**文化遺産への攻撃を単独の戦争犯罪として初めて起訴・有罪判決に至らせた**という点である。ローマ規程第8条第2項(e)(iv)が規定する「保護される建造物への攻撃」がICC判例として確立されたことで、今後の文化財破壊に対する国際的な法的抑止力が強化された。ユネスコ事務局長のイリナ・ボコバは、この判決を「何世紀にもわたって文化遺産を守ってきた人類にとっての画期的な決定だ」と称えている。

第二に、法廷は「破壊された廟は地元住民にとって感情的な絆の対象であり、その破壊はトンブクトゥの人々の魂を折るための戦争行為だった」と判示した。文化的アイデンティティの破壊を戦争犯罪として法的に評価したこの判示は、ICCが「人への犯罪」だけでなく、「文化・コミュニティへの犯罪」にも向き合えることを示したものであった。

アル・マフディ事件の概要	
項目	内容
被告	アフマド・アル・ファキ・アル・マフディ
罪状	戦争犯罪（保護される宗教的・歴史的建造物への攻撃）
起訴根拠	ローマ規程 第8条第2項(e)(iv)
対象建造物	ユネスコ世界遺産を含む廟9か所・モスク1か所
有罪判決	2016年9月27日（文化遺産犯罪のICC初判決）
刑期	9年（後に7年に短縮。2022年9月釈放）
賠償額	270万ユーロ

ボスコ・ンタガンダ事件

ルワンダ出身のボスコ・ンタガンダ（Bosco Ntaganda）は、「ターミネーター」の異名で知られた武装勢力の指揮官である。2002～2003年当時、彼はDRCのイトゥリ地域でルバンガが率いたFPLCの副参謀長兼作戦司令官として、組織のナンバーズリーに位置していた。前述のルバンガ事件と同じ武装集団が舞台であり、二つの事件は密接に関連している。

2002～2003年、ンタガンダの指揮下にある部隊は、イトゥリのレンドゥ族住民を民族的に追い出すという共通計画に基づき、組織的な民族虐殺・拷問・強姦・子ども兵士の徴兵などの犯罪を実行した。ICCの推計によると、イトゥリでは1999年以降少なくとも5万人の民間人が死亡しており、そのうち5,000人は2002～2003年のこの紛争期間中に命を落としたとされている。

ンタガンダは、2006年にICCが逮捕状を発出した後もDRC政府軍に統合され、一時は將軍の地位を得ていた。しかし2013年、新たな武装集団「M23」を率いて再び紛争地帯で暴力を振るったのちに、2013年3月、自らルワンダの米国大使館に出頭し、ICCへの引き渡しを要請した。

ICCの対応と判決

2019年7月8日、ICC第六裁判部は、2002～2003年にイトゥリで犯された戦争犯罪13件と人道に対する罪5件の計18件の訴因について、ンタガンダを有罪と認定した。

有罪とされた犯罪には、民間人への意図的攻撃、殺害・殺害未遂、強姦、性奴隷、略奪、市民の強制移動、子ども兵士の徴兵・使用、さらには自軍内での性暴力（同一部隊内のFPLC構成員である子ども兵士への強姦・性奴隷）が含まれていた。

2019年11月7日、ICC第六裁判部はンタガンダに**禁固30年**の刑を言い渡した。これはICCが設立以来下した最長刑となった。2021年3月30日、控訴審もこの有罪判決と量刑を全面的に支持し、判決は確定した。

賠償についても、前例のない規模となった。ICC第六裁判部は、2021年3月に賠償命令を発出し、被害者への賠償額を3,000万米ドルと設定した。裁判には計2,123名の被害者が参加しており、これはICCの裁判として最大規模の被害者参加数の一つとなっている。

この事件の歴史的意義

ンタガンダ事件は、少なくとも三つの点でICCの判例史に刻まれている。

第一に、**性暴力・性奴隷について、初めて有罪判決が確定した**という点である。ンタガンダは、ICCで性奴隷の罪について有罪判決を受けた最初の人物となった。また、「同一部隊内の構成員に対する性暴力」を戦争犯罪として初めて認定した判決でもあり、これは戦時における性暴力の訴追に重要な一歩を記した。

第二に、国連の特別顧問らが強調したように、「いつか必ず責任を問われる」という強いメッセージを国際社会に発信したことである。

第三に、前節で触れた**補完性原則**の実際の機能を示したという点である。DRCが自国では訴追できないと判断して付託し、さらに米国（ICC非加盟国）がンタガンダのハーグ移送に協力したこのプロセスは、加盟国と非加盟国が協調してICCを機能させた好例でもある。

ンタガンダ事件の概要	
項目	内容
被告	ボスコ・ンタガンダ
罪状	戦争犯罪13件・人道に対する罪5件（計18件）
起訴根拠	ローマ規程 第7条・第8条
有罪判決	2019年7月8日
刑期	禁固30年（ICC史上最長刑）
賠償額	3,000万米ドル
被害者参加	2,123名

第4節 加盟状況と普遍性の欠如

2025年1月時点で、ローマ規程の締約国数は125カ国である。地域別の内訳は、アフリカ33カ国、アジア太平洋19カ国、東欧20カ国、中南米・カリブ28カ国、西欧およびその他25カ国となっている。

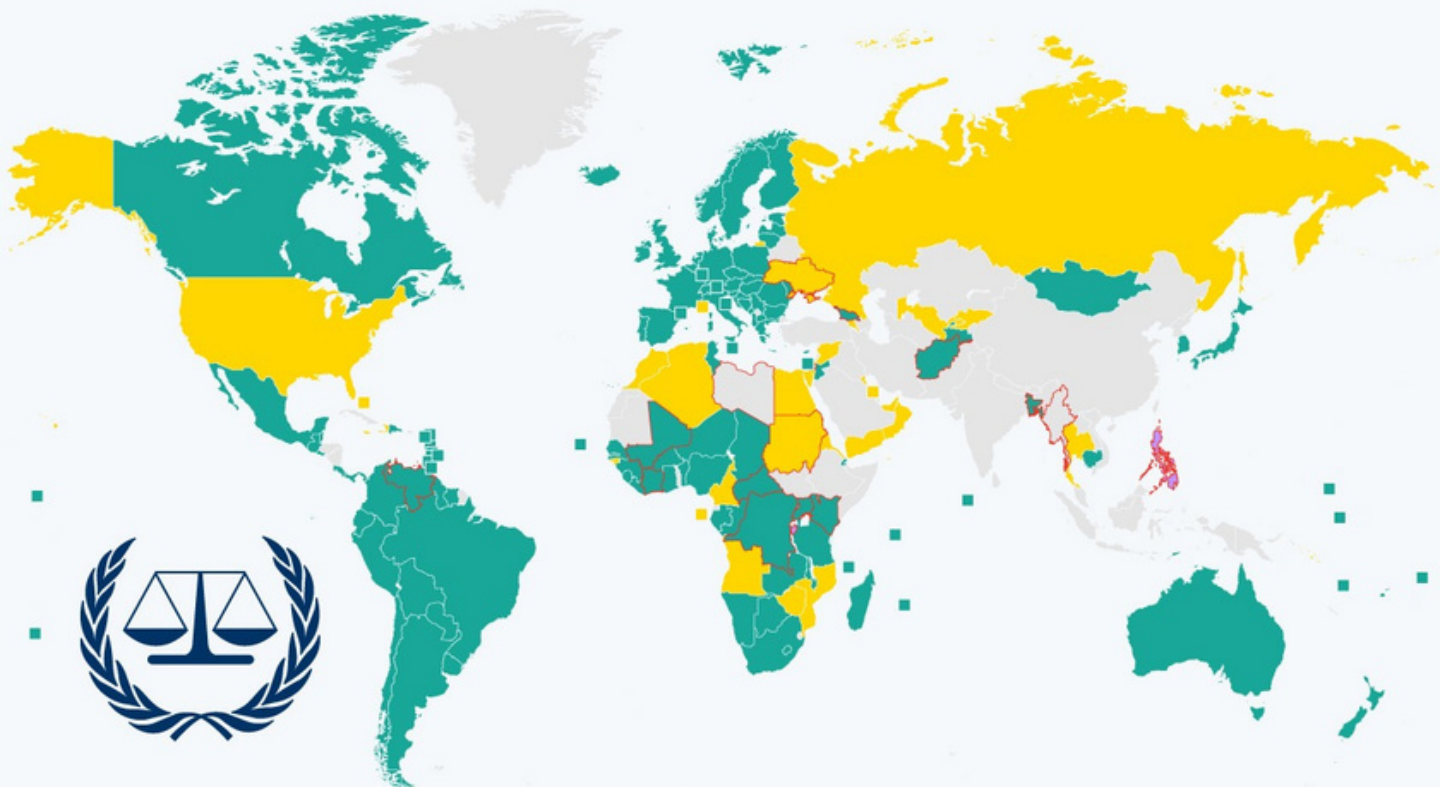
加盟の多様性：締約国を地域別にみると、中南米はほぼ全域をカバーし、欧州も大多数が加盟している。アフリカもICCで最大の地域グループを形成している。一方、中国・インドをはじめ、エチオピア・インドネシア・イラク・北朝鮮・サウジアラビア・トルコなど約40カ国は条約に署名すらしていない。また、エジプト・イラン・ロシア・イスラエル・アメリカ合衆国は署名はしたものの、批准しないまま現在に至っている。

脱退事例：また、ICCから脱退した国も存在する。ブルンジは、2017年にICCが政府による野党弾圧の調査を開始したことへの反発から、ICCを脱退した。フィリピンのロドリゴ・ドゥテルテ大統領は、自国の「麻薬戦争」への調査が始まると、「国内裁判所で対応できる」と主張してICCを脱退した（2019）。また、2025年には、マリ・ブルキナファソ・ニジェールの軍事政権が同時にローマ規程から脱退を表明するなど、新たな離脱の動きもみられる。

Which Countries Recognize the International Criminal Court?

States Parties to the Rome Statute of the ICC
and situations under investigation by the ICC

- Ratified
- Signed but not yet ratified
- States that have withdrawn
- Neither signed nor ratified
- Situations under investigation



As of Dec. 2022

Sources: ICC, Statista research



statista

注：2022年12月時点におけるICC（国際刑事裁判所）ローマ規程の締約国および署名・批准状況を示す。



第3章 ICCが直面する構造的危機

前節では、ICCがいかに重大な犯罪を裁き、国際社会に貢献してきたかを見てきた。しかし現実には、ICCは構造的な限界や危機に直面している。

第1節 執行力の欠如

第1項 締約国の協力義務

ローマ規程第86条は、締約国がICCに対して「全面的に協力する」義務を負うという「協力義務」を定めている。しかし、ICCには独自の警察力や軍事力が存在せず、逮捕状の執行はすべて各国の自発的な協力に委ねられている。ICCは身柄拘束を各国の国家協力に依存しており、独立した執行メカニズムを持っていないのが現状だ。

ある国が逮捕状の履行を拒否した場合、ICCにできることは限られる。ローマ規程第87条第7項に基づき、ICCは「非協力」を認定し、締約国会合（ASP）または国連安保理に付託することができる。しかし、付託されたからといって自動的に制裁が課されるわけではなく、これまでの事例では付託されていた国に対して実際には何の結果も生じなかった事が繰り返されたことが指摘されている。

ICCで検察官を務めていたリチャード・ゴールドストーンは、「ICCには、他の国際裁判所と同様に、加盟国が決定に従うことを強制する権限がない。最終的に各国が国際法上の義務を果たすように動かすのは、世論と締約国の評判のみだ」と述べ、制度面における限界を端的に表現した。

ローマ規程が定める協力義務の構造	
条文	内容
第86条	締約国の「全面的協力」義務
第87条	協力要請の手続き
第87条第7項	非協力の認定・ASP/安保理への付託
第89条第1項	逮捕・引き渡しの手続き
第92条	仮逮捕の手続き

第2項 逮捕状未履行問題

アル・バシール逮捕状未履行問題

この執行力の欠如が如実に現れた出来事が、スーダンのオマル・アル・バシールに対する逮捕状未履行問題だ。

スーダンのダルフール地方では、2003年以降政府とアラブ系民兵組織ジャンジャウィードによる武力弾圧が行われ、推定30万人以上が死亡し数百万人が避難民となった。国連安保理は2005年、決議1593号によりこの状況をICCに付託した。

これを受け、ICC検察官は捜査を開始し、2009年3月に人道に対する罪と戦争犯罪の容疑で、2010年にはジェノサイドの追加容疑で、バシール大統領に対する逮捕状を発出した。これは、ICCが現職国家元首に対して逮捕状を発出した史上初のケースとなる。

バシールは、逮捕状発出後も積極的に外国を訪問し続けた。逮捕状発出からわずか数週間後には、アラブ連盟首脳会談（カタール）に出席し、アラブ諸国首脳から連帯を示されるという出来事もあった。その後、バシールの訪問時に南アフリカ・チャド・ウガンダ・マラウイ・ジブチを含む複数のICC加盟国が逮捕義務を果たさなかったとして、ICCは「非協力」の認定を行った。特に南アフリカに関しては、2015年に南アフリカで開かれたアフリカ連合首脳会談にバシールが出席したが、南アフリカ政府は「アフリカ連合開催国協定が滞在中の逮捕を禁じる」と主張した。ICC及び南アフリカ国内裁判所はこの主張を退け、南アフリカがローマ規程上の義務に違反したと認定した。南アフリカは、これを「地域連携と国際法の板挟み」から生じた「付随的な不履行」と説明したが、判断は覆らなかった。

バシールが2017年にヨルダンで開催されたアラブ連盟首脳会談に出席した際も、ヨルダン当局はバシールを逮捕しなかった。ICC上訴審は、2019年、「現国家元首であっても、国際刑事裁判所の前では元首免除は適用されない」と重要な法的判断を下し、ヨルダンがローマ規程上の義務に反したと認定した。しかしながら、逮捕状の履行という点では変化をもたらすことはできなかった。その後、バシールは民衆蜂起とクーデターによって失脚し、スーダン国内の刑務所に収監された。スーダン暫定政権は、ICCとの協力覚書を交わしたが、バシール本人はICCに引き渡されないまま現在に至っている。

【チャド、マラウイ、ジブチ、ウガンダ、ナイジェリア、南アフリカ、ヨルダン（計7か国）が、ICC加盟国でありながらバシール訪問時の逮捕義務を果たさなかったと認定された（International Law Review, Vol.33参照）。】

プーチン逮捕状未履行問題

ロシアは、ICCに加盟していないが、2014・2015年にウクライナがICCの管轄を受諾したことにより、ICCはウクライナ領内の犯罪について管轄権を持っている。2023年3月17日、ICCは、プーチン・ロシア大統領とロシア大統領府子供の権利担当委員であるマリア・リヴォワ・ベロワに対して、逮捕状を発出した。容疑は、ローマ規程第8条が定める戦争犯罪としての「ウクライナ領土からのロシアへの子どもたちの不法な強制移送および移動」だ。

実効性の問題

逮捕状の発出後、プーチン氏は、ICC加盟国への訪問を事実上避けてきた。しかし、2024年9月3日、プーチンはICCの締約国であるモンゴルを公式訪問した。これは、逮捕状発出後にプーチン氏が初めてICC加盟国を訪問したケースとなる。

モンゴルは、ローマ規程を批准した締約国として、プーチンが入国した際に逮捕や引き渡しを行う法的義務を負っていた。しかし、モンゴル当局は逮捕を行わず、国際社会から強い批判を受けた。モンゴルが逮捕を実行しなかった背景には、ロシアへの深刻なエネルギー依存があるとされる。モンゴルは、石油やディーゼル燃料の約95%をロシアから輸入しており、電力の相当部分もロシアに依存している。モンゴル政府は「これらの供給はわが国と国民の存続に不可欠だ」と述べ、事実上ロシアへの配慮を公式に認めた。

2024年10月24日、ICC予審第二裁判部は、モンゴルがプーチン氏の逮捕要請への協力義務に違反したと認定し、この問題を締約国会合に付託した。しかし、この付託は、法的には規程と整合する措置だったが、即時に具体的な結果をもたらすものではなかった。それは、締約国会合には制裁権限がなく、安保理への付託という選択肢も、ロシアが拒否権を行使できる常任理事国であることから現実的ではないからである。

第3項 元首免除をめぐる論争

現職元首の免除問題との交錯

バシールとプーチンの2つの事件に共通するのが、「現職国家元首の免除（head-of-state immunity）」をめぐる法的論争だ。ローマ規程第27条は「公的地位は刑事責任を免除しない」と定めているが、一方で、国際慣習法は現職元首が外国の法域下で刑事責任の免除を享有することを認めてきた。

ライデン大学のイェンス・アイバーソン助教は、「ICCは国際社会全体を代表して行動しており、単なる『外国の裁判所』ではないという立場に立てば、現職元首の免除はICCには適用されない」と論じる。実際、多くのICC加盟国は逮捕状に対して異議を唱えておらず、これはその前提に暗黙の同意があることを示している。しかし、ロシアをはじめとする非加盟国は一貫してこの解釈を否定しており、この点に関する法的な議論は決着していない。

逮捕状が持つ意義

ICCの執行力の欠如は明白だが、逮捕状それ自体に一定の効果があることも否定できない。たとえば、プーチン氏への逮捕状発出は、彼のICC加盟国への渡航を著しく制限し、2023年に開催されたBRICS首脳会議（南アフリカ）への出席を断念させた一因となった。また、逮捕状は「将来、権力の座を失えば逮捕されうる」という心理的圧力としても機能しうる。

しかし、逮捕状が「執行される見込みのない象徴」ととどまるならば、ICCの権威そのものが損なわれるという批判もある。プーチン氏とバシール氏の事態・事件に関して、現職国家元首が刑事責任から逃れているケースが繰り返されている現状は、ICCの構造的な限界を強く表しているだろう。



第2節 政治的圧力



第1項 付託権限と拒否権

ICCと安保理の制度的関係

第2章で触れたように、ローマ規程第13条は、安保理がICC検察官に「状況を付託する」権限を定めている。これは、非加盟国の事態・事件にもICCの管轄を及ぼすことができる唯一の経路であり、ICCの「普遍性」を補完する重要な仕組みだ。実際に、スーダン・ダルフル紛争（2005年、安保理決議第1593号）とリビア危機（2011年、安保理決議第1970号）という二つの事例では、この付託権限が行使され、ICCが捜査を開始した。

しかし同時に、安保理はローマ規程第16条に基づき、ICCの捜査を最長12か月間停止させる権限も持っている。つまり、安保理は、ICCの管轄を「広げる権限」と「止める権限」の両方を握っており、しかもそれを5か国（P5）の拒否権付きで運用している。

安全保障理事会はICC捜査を停止する権限を持つ一方で、既存の付託に関する加盟国の非協力に対して、必要な協力や財政支援を一貫して提供することに失敗し続けてきた。また、安保理による付託決議の一部の条件に政治的内容が含まれていることから、ICCが公正な正義を実現する能力を損なってきた。

「初の付託拒否」

ICCと安保理の関係における最大の危機の一つが、2014年のシリア情勢に関するICC付託決議の否決だ。

2011年から続くシリア内戦では、化学兵器使用や民間人への無差別爆撃など、深刻な人道法違反が記録されてきた。2014年5月22日、フランスがシリア情勢をICCに付託する決議案を提出した。これは、安保理で13か国の賛成を得たが、ロシアと中国が拒否権を行使したことにより否決された。これは、ICC付託決議が拒否権によって阻止された史上初のケースとなる。

この決議の否決は、国連安保理が「不処罰を終わらせる必要性」を繰り返し表明してきたにもかかわらず、シリア内戦の当事者たちが「国際社会から訴追される現実的なリスクなしに、残虐行為を続けることができる」という危険なメッセージを発することになった。また、安保理がシリアに付託を行わない限り、ローマ規程を批准していない国々で行われている犯罪の多くが、ICCの管轄の外に置かれ続けるという深刻な問題も明らかになった。

これに関連して、ロシアは拒否権を正当化しつつ、ICCを「西側の道具」と批判した。一方で、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）のリチャード・ディッカーは、「ロシアと中国はシリアで継続する不処罰に対して冷酷に固執し、国際社会から孤立を深めている。拒否権

行使によって、シリア国民と彼らの権利のために立ち上がった数十か国への正義を否定した」と批判した。

付託が行われた事例と阻まれた事例の比較			
年	状況	付託結果	拒否権の有無
2005年	スーダン・ダルフル（S/RES/1593）	付託成立	米国が棄権で成立
2011年	リビア（S/RES/1970）	付託成立	全会一致で成立
2014年	シリア（S/2014/348）	付託否決	露・中が拒否権

「選択的正義」の構造

この問題が示す本質は、「誰の犯罪がICCに付託されるかは、国際法や犯罪の重大性ではなく、P5の思惑によって左右される」という点にある。

安保理のP5は、拒否権を用いて自国やその同盟国をICCへの付託から守ることができ、この構造が国際法の実効性を損なっている。たとえば、シリアの犯罪者は裁かれず、ダルフルやリビアの犯罪者はICCに付託される。この非対称性は、ICCが謳う「すべての人は法の前に平等」という理念と真っ向から矛盾する。

さらに、付託決議それ自体にも問題が含まれてきたことは深刻である。過去の付託決議では、非締約国の国民（たとえば国連平和維持活動に参加している米国や中国の軍関係者）をICCの管轄から明示的に除外する条項が設けられている。これはICCが謳う「法の前の平等」原則への正面からの挑戦だ。

第2項 ICCへの政治的圧力

第一次トランプ政権の前例（2020年）

ICC職員への制裁という手段を初めて行使したのは、トランプ大統領の第一次政権期だ。2019年、トランプ政権はアフガニスタンにおける米軍の行為を調査しようとしたICC職員への渡航制限を表明し、翌2020年には当時のファトゥ・ベンスーダ主任検察官とファキソ・モコチョコ上級職員に対して経済制裁を発動した。この制裁は、バイデン政権によって即座に解除されたが、国際社会に大きな衝撃を与えた。

第二次トランプ政権の制裁（2025年以降）

2025年に始まった第二次トランプ政権の対ICC制裁は、規模と内容の両面において、前例をはるかに上回るものとなった。

2025年2月6日、トランプ大統領は大統領令第14203号に署名し、ICCが「米国およびその緊密な同盟国イスラエルを標的とした不法かつ根拠のない行為を行った」と認定し、ICC職員等に対する資産凍結・渡航禁止・サービス制限等の制裁を発動した。

この大統領令の直接のきっかけは、2024年11月にICCがイスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相とヨアヴ・ガラント前国防相に対して、ガザでの戦争犯罪容疑で逮捕状を発出したことだ。

また、制裁の対象は段階的に拡大された。

当初はカリム・カーン主任検察官への制裁のみだったが、2025年6月5日にはルビオ国務長官がスロベニア・ベナン・ペルー・ウガンダ出身の4名の判事に、8月20日にはフランス・カナダ出身の判事2名と副検察官2名に制裁を追加し、12月18日にはさらに2名の判事が追加された。2025年末時点で制裁を受けたICC職員は判事9名・副検察官2名・主任検察官の合計12名に達した。

制裁がICCに与えた実際の影響

これらの制裁は、ICC職員の日常生活と職務の両面に深刻な打撃を与えている。

カーン主任検察官の英国の銀行口座はNatWestによって凍結されたほか、検察官のメールアカウントへのアクセスはマイクロソフトによって遮断され、機密ケースファイルや通信へのアクセスが失われた。制裁対象となった米国籍のICC職員は、帰国すれば逮捕の可能性があるという警告を受けており、NGOや民間業者はICCとの関係を断った。

ガザ案件の調査責任者を務めていたアメリカ人職員は、米国に住む子どもたちへの影響を懸念して辞職し、またアフガニスタンの女性たちと協力してICCへの訴追を目指していた人権活動家らは、制裁によって仕事が完全に停止させられたと証言している。

国際社会の反応と制度的リスク

ヒューマン・ライツ・ウォッチのリズ・エバンソン国際司法ディレクターは、「トランプの大統領令は、重大な犯罪について正義を求める世界中の被害者を犠牲にして、米国を事実上戦争犯罪者の側に立たせるものだ」と批判した。

大統領令発動後、79か国のローマ規程締約国が即座に反対声明を出した。また、米国連邦裁判所では、2025年7月、第一修正条項（表現の自由）に違反する可能性があるとして、制裁に対して予備的な差し止め命令が発せられるなど、国内外で制裁に対する法的・政治的な抵抗が続いている。

一方で、ロシアも同様の方向から圧力をかけている。プーチン大統領への逮捕状発出への報復として、ロシア当局はICC職員への協力を国内法上の犯罪とし、ICCの判事や検察官を国内で訴追する手続きを開始した。米国とロシアという異なる思惑を持つ国家によって、同時並行的にICCへの政治的圧力が強まっているという事実は、ICCが置かれた状況の深刻さを示している。



第3節 捜査・訴追対象の地域的な偏在

国際刑事裁判所（ICC）は、その捜査・訴追対象の地域的偏りについて、主にアフリカ諸国から強い批判を受けてきた。ICCはその創設以来、一部のアフリカ諸国から「偏った司法」であるとの批判を根強く受けている。最近では、ブルキナファソ、マリ、ニジェールの3カ国からなるサヘル同盟が、「新植民地主義の道具である」としてICCを非難し、共同でICCからの脱退を表明した。実際に、ICCがこれまで公表した逮捕状の件数の大半はアフリカに関係するものである。例えば、2025年時点で公表済みの58件の逮捕状のうち30人は依然として逃亡中であるが、その大半をアフリカ出身者が占めている。ケニアのウフル・ケニヤッタ大統領（当時）は、「世界の権力政治の道具であり、本来提供すべき正義ではない」としてICCを批判し、ウガンダのムセベニ大統領はICCを「無用な人々の集まり」と称した。こうした指導者らの発言には、「強大な国の指導者は訴追されず、弱い国ばかりが標的にされている」との不満が反映されている。

この地域偏重批判の背景には、ICCの創設当初に扱われた事件の多くがアフリカに集中した事実がある。実際に、2010年代半ばまでICCの正式捜査は、9件がアフリカ諸国、残り1件のみがそれ以外という状況だった。このため、「ICCはアフリカばかり狙っている」という印象が生まれた。しかし、このような偏りとの批判に対して、ICC関係者は「大半の事件は当事国自身の要請や国連安保理の付託によるもので、ICCが一方向的に選んだわけではない」と反論している。それを裏付けるかのように、ウガンダ、コンゴ民主共和国（DRC）、中央アフリカ共和国などで発生した最初期の事態・事件は、当該国政府がICCに付託したものだ。また、ICC創設にあたっては多くのアフリカ諸国が賛同し署名国となっており、1998年のローマ規程採択時にいち早く署名した国にはアフリカ諸国も多数含まれた。それでもなお、西側諸国の指導者や軍関係者が一人も起訴されていない現状や、予算・政治的制約から特に欧米諸国の犯罪への捜査が及んでいないことが、選択的な正義との批判を招いている。

アフリカ諸国の反発は、政治的行動にも表れた。2016年から2017年にかけて、ブルンジ、南アフリカ、ガンビアがICC脱退を表明し（ガンビアと南アフリカは後に撤回）、ブルンジは2017年にICCを脱退した。また、2017年1月のアフリカ連合（AU）首脳会議では、AUとしてICC集団脱退を支持する戦略文書が採択された。ただし、これにはナイジェリアやセネガルなど多数の加盟国が反対し、拘束力のない方針に留まった。この背景には、ケニアのケニヤッタ大統領やスーダンのバシル大統領（当時）といった現職国家元首が起訴されたことへの反発があり、AUは「現職国家元首はICCで訴追されない」という免責を求める決議も採択している。その後もアフリカ地域の国家による意見は分かれており、集団での脱退には至っていないが、2025年には前述のサヘル3カ国が新たに脱退の動きを見せるなど、依然としてICCへの不信感を示す動きが続いている。

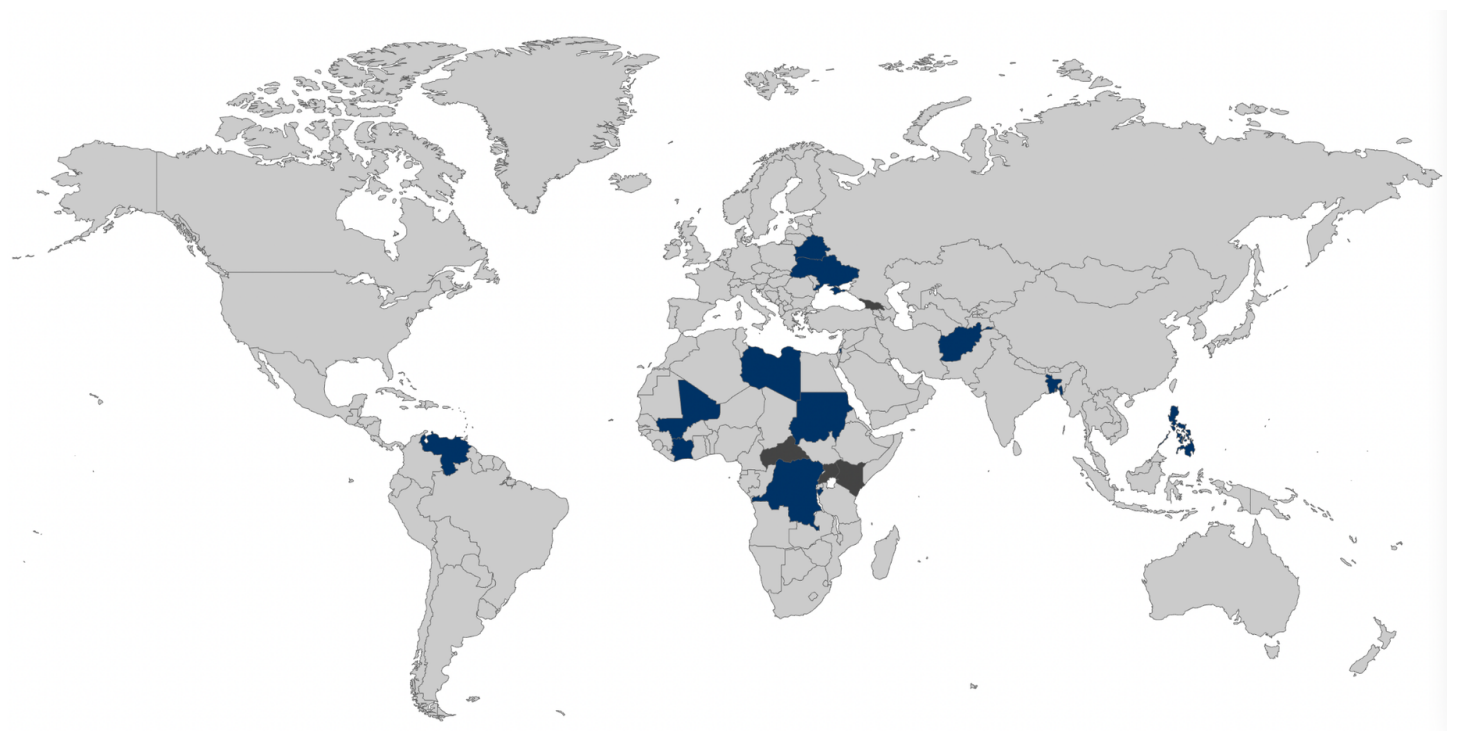
他の地域においても、ICCへの反発や離脱の例がみられる。アジアでは自国の麻薬戦争を巡るICC予備調査に反発し、2019年にはフィリピンがローマ規程から離脱した。同国のドゥテルテ政権は、「ICCには最初から加盟していないも同然であり、ICCの行為は無意味だ」とICCの正当性を否定し、いかなる協力も拒否した。また、中東では多くの国がICCに加盟して

いない。シリア内戦の戦争犯罪については、2014年に国連安保理でICC付託案が提起されたが、ロシアと中国による拒否権の行使で実現せず、重大な犯罪が裁かれない状況が続いた。

一方で、ラテンアメリカ諸国は概ねICC支持の立場をとり、これまで脱退の動きは見られない。むしろ中南米諸国は創設時からICCに積極的な姿勢を見せており、現在も多くがICCに加盟している。

ただし、近年、欧州連合（EU）加盟国のハンガリーが2025年にローマ規程からの脱退を通知するなど、これまでICCの支持基盤と見られた国や地域でも、離脱の兆候が見られることがある。

地域ごとの反応には温度差があるものの、「ICCが特定地域を偏重し、国際正義の適用に二重基準がある」との批判はグローバルサウスを中心に提起され、ICCが直面する大きな課題となっている。



（出典: ICC, Situations Under Investigation）

注：ICCが現在捜査を行っている事態を世界地図上に示したものである。
捜査対象の多くがアフリカ地域に集中していることが視覚的に確認できる。



第4章 非加盟国と大国問題



第1節 米国

米国は、ICCの創設交渉には関与したものの、条約発効後は一貫して非加盟の立場を取っている。クリントン政権は1998年のローマ規程採択に参加して2000年に署名したが、ICCの管轄権や主権への影響などに関する懸念が解消されなかったことから、批准手続は進められなかった。その後のブッシュ政権はICCに強硬に反対し、2002年に署名を「無効化（unsign）」して事実上撤回した。また、自国民の訴追を防ぐため、各国に米国人の引き渡しを求めない二国間協定を結ぶように圧力をかけた。また、同政権は、「アメリカ人サービスメンバー保護法（ASPA）」を成立させ、ICCへのあらゆる協力を禁じるとともに、米国人やその同盟国の要員がICCに拘束された場合には、「あらゆる手段で奪還する」権限を大統領に与えた。この法律は、米軍を救出するための武力行使も排除しない内容であるために、俗に「ハーグ侵攻法」と呼ばれ、主権を侵す恐れのあるICCを米国が断固として認めない姿勢が明確に示された。

もっとも、ブッシュ政権後期には態度が軟化し、ICCが米国人に無関係なアフリカ紛争の犯罪に対処し得ることから、2005年のスーダン・ダルフル情勢に関する安保理ICC付託決議を棄権によって成立させるなど、ICCを限定的に容認する姿勢に転じた。さらに、オバマ政権はICCに「積極的に関与する」と表明し、米国はオブザーバー参加や捜査協力を行うようになった。この結果、米国はウガンダの反政府勢力指導者ジョセフ・コニーやコンゴのボスコ・ンタガンダの追跡に情報提供するなど、いくつかのICC捜査で重要な役割を果たした。ただし、オバマ政権もICCへの全面協力には慎重で、自国や同盟国に不利益が及ぶ案件には関与しないという「選択的協力」とどまった。

第一次トランプ政権下ではICCへの敵対的な姿勢が再燃した。米政府は、2019年にアフガニスタン戦争における米軍の行為を調査しようとしたICC職員（当時のベンスーダ主任検察官ら）に対して、経済制裁措置を科す前例のない圧力をかけた。これに対して、ICC加盟国やEUは主権侵害だと非難し、米国とICCの関係は冷え込んだ。

2021年に発足したバイデン政権では、ICC当局者への制裁を直ちに解除し、ICCとの関係改善に動いた。しかし、米国がICCに加盟する見通しは立っておらず、依然として「状況に応じた部分的な協力」に留まっている。例えば、2022年には、ロシアのウクライナ侵攻に伴う戦争犯罪にICCが対処する必要性が高まったため、米議会は歳出法修正によってウクライナ関連のICC捜査支援を例外的に認める法律を可決した。これにより米政府は、ロシアの戦争犯罪に関する証拠提供などICCへの協力が可能となり、実際にブリンケン国務長官がICC検察官への情報提供を検討している。さらに、ICCが2023年にプーチン露大統領への逮捕状を発出した際、バイデン大統領は「正当な決定だ」と歓迎の意を示し、ブリンケン長官も全加盟

国にプーチン氏の逮捕協力を促すなど、対ロシア案件ではICCを支持する姿勢を見せた。しかし同時に、米国はイスラエルや自国軍に関わる可能性のあるICC捜査（例：パレスチナ・アフガン情勢）には依然として反対を表明しており、自国の利益を最優先する基本方針に変化はない。つまり、米国にとってICCは、国際正義の理念よりも、主権と安全保障上の思惑に基づいて、利用する時は利用し、阻止する時は阻止する対象と言える。

第2節 ロシア

ロシア連邦も、ICCに加盟していない主要国の一つだ。ロシアは1998年のローマ規程採択時に賛成票を投じ、2000年に署名した。しかし、その後批准しない状態が続き、2016年にプーチン大統領の命令でローマ規程への署名撤回を表明した。これは、署名国としての立場を放棄し、ICCに対する否定的な姿勢を示す象徴的な措置であった。署名への撤回表明は、ICC検察官が「ロシアによるクリミア半島の併合は「占領」にあたる可能性がある」とまとめた年次報告書の発表翌日に行われた。これについて、ロシア外務省は「ICCは国際社会の期待に応えられず、一方的かつ非効率的だ」と非難した。ロシア政府は、当初はICC創設を支持・協力してきたが、近年の同国に関する国際的な批判について、ICCが言及し始めたことに反発を強めている。特に2014年以降のウクライナ危機やシリア内戦では、ICCや他の国際機関がロシアの軍事行動を問題視する動きを見せたことから、ロシアはICC管轄を受けない立場を徹底させた。

この決定的な転換点となったのは、2023年3月にウクライナにおける戦争犯罪の容疑で、ICCがプーチン大統領に対する逮捕状を発出したことだ。ロシア政府はこの逮捕状発出を強く非難し、「我々はICCの管轄を認めておらず、その決定は無効だ」と表明した。さらに、ロシア当局は、ICC関係者への対抗措置として、ICCのカーン主任検察官や判事に対する国内での訴追手続きを開始し、ICCへの協力を禁じる法律を成立させた。ロシア国内では、ICCに協力を行えば刑事罰の対象となるため、将来的にロシアで政権交代が起こったとしても、ICCとの協力には法的な障壁が残る可能性がある。また、プーチン大統領自身がICCによる訴追対象となったことで、プーチン氏によるICC加盟国への渡航がリスクとなった。実際にプーチン氏は、2023年8月のBRICS首脳会議に出席することができず、オンラインでの会議参加を余儀なくされている。また、ICCは加盟国であるモンゴルが同年9月にプーチン氏訪問を受け入れ、同氏を逮捕しなかった件について、モンゴルがローマ規程上の義務に違反したとして「非協力」の認定を行い、加盟国会合に付託した。しかし、ロシアはこのようなICCの働きかけを全く意に介さず、むしろ自国の同盟国や友好国に対して、ICCから距離を置くように促している。例えば、ロシアはICC加盟国であるアルメニアに対し、プーチン大統領逮捕の懸念からローマ規程批准を見直すよう圧力をかけた。

総じて、ロシアはICCを欧米主導の政治的な機関とみなし、その正統性を認めない立場を鮮明にしている。この背景には、米国や中国と同様に自国の安全保障や主権が最優先であること、そして自らが拒否権を持つ国連安保理を通じてのみ国際刑事司法をコントロールすべきだという信念がある。

第3節 中国

中国もICC非加盟の主要国であり、ICCに対するその態度は「制度そのものを否定せず、一定の距離を保ちながら関与する」と表現できる。中国政府は、1998年のローマ規程採択に際して反対票を投じ、また同規程への署名も行わなかった。その最大の理由は、ICCが国家の刑事裁判権に優越することに対して、主権尊重の立場から根強い懸念を抱いたためである。中国は他国の内政、とりわけ司法への干渉に敏感であり、国際刑事裁判所が自国の要人を訴追する事態を想定していなかった。中国は、ローマ規程の交渉過程において、以下の点について強く反対または懸念を示している。

- **管轄権行使の条件:** 中国は、当事国の同意なしにICCが管轄権を行使できる仕組みに反対した。特に、非加盟国の国民が加盟国の領域内で重大な国際犯罪を犯した場合でもICCが管轄権を行使できる点については、犯罪が行われた場所や犯人・被害者の国籍にかかわらず重大犯罪を処罰し得る「普遍管轄」に類似した仕組みであるとして懸念を示した。また、国連安全保障理事会の付託により非加盟国にもICCの管轄が及ぶ仕組みについても、国家は自国の領域や国民に対して統治権を有し、原則として他国や国際機関はその同意なく介入すべきではないという国家主権の原則に反すると主張した。
- **補完性の原則への疑義:** ICCは「補完性原則」により、まず各国の国内裁判に一次的管轄権を認め、十分な意思・能力がない場合にICCが介入している。しかし、中国はICCがこの原則を恣意的に解釈して国内における裁判の管轄権を侵す恐れがあると懸念した。
- **犯罪の定義:** 中国は当初、テロや麻薬犯罪のICC管轄も提案したが、それらは採用されなかった。また、中国は平時の人道に対する罪（例：武力紛争とは関係のない大量虐殺行為など）については、慣習国際法上疑義があるとして反対し、武力紛争での戦争犯罪についても同様に伝統的な国際法にないとして慎重な姿勢を見せていた。加えて、侵略犯罪について明確な定義が定まらず、安保理の役割も不透明なまま、ICCの管轄に含めることに反発した。結局のところ、ローマ会議で侵略犯罪の扱いについては先送りとなったが、そのような経緯もあって中国はローマ規程への参加を見送った。

もっとも、中国はICC自体を全面的に否定しているわけではなく、一定の関与は続けている。中国政府はICCにオブザーバー参加し、締約国会合にも代表を派遣して議論に加わってきた。また、常任理事国として安保理付託にも協力的な場面があり、2005年のスーダン（ダルフル）案件や2011年のリビア案件のICC付託決議では、棄権することでその成立を事実上容認した。これらはICCの存在を原則否定するものではなく、ケースバイケースで支持する中国の姿勢を示した例だ。ただし、2014年のシリア情勢ICC付託案には、ロシアと共に拒否権を行使し、中国として「大国が政治的に標的にされる可能性には反対する」という立場を取った。また、中国国内では人権や刑事司法に関して「各国は自らの判断で必要な保護水準を実現できる」という考えが強く、国際刑事司法を自国の法体系に組み込むインセンティブは低いと考えられる。そのため、現状では中国がICCに加盟する見通しは立っていない。しかし、中国政府高官はICCに前向きな発言をすることもあり、例えば「ICC加入は夢物語ではない」、「必要な懸念が解消されれば前向きに検討し得る」との趣旨の発言を述べたことがあ

る。要するに、中国のICCへの態度は、自国の主権と国際的地位を損なわない範囲で限定的に関与しつつ、一方で自国の体制を変更するような事柄には慎重な姿勢を見せるというものだ。

第4節 柔軟な協力の可能性

ICCに加盟していない国々との関係においても、柔軟な協力の形態が模索されている。ローマ規程は、加盟国以外の国家が個別の事件についてICCの管轄権を受け入れることを認めており（第12条3項）、これにより非加盟国であってもICCの捜査・訴追に協力する道が開かれている。その代表例がコートジボワールとウクライナだ。

コートジボワールは、当初はローマ規程を批准していなかったが、内戦中の2003年に当時の政権がICC管轄を受け入れる特別宣言を行い、非加盟国として初めてICCの管轄権を認めた。この宣言に基づき、ICC検察官はコートジボワールにおける人道犯罪の予備調査を開始し、その後2010-11年の大統領選挙後、紛争についての本格的な捜査が承認された。結果として元大統領ロラン・バグボと側近ブレ・グーデに対する訴追・勾留が実現した（最終的に両名は無罪判決を受けている）。コートジボワールはこうしたICC関与を受け入れた後、国内での憲法改正を経て、2013年に正式にICC加盟を果たしている。このケースは、非加盟国であっても国内事情に応じてICCを活用し、後に加盟へ移行する「段階的協力」の一例といえる。

ウクライナも特殊な協力の形を示している。ウクライナは、ロシアとの紛争を背景にしつつ、自国が批准していないICCに捜査権限を委ねてきた。具体的には、ウクライナ政府は2014年と2015年に二度にわたりICC管轄受諾の宣言を行い、2013年11月21日以降にウクライナ領域内で行われた行為についてICCの管轄を認めた。このため、ICCは加盟国の付託がなくとも、ウクライナで起きた戦争犯罪や人道犯罪について捜査を行う権限を得た。実際に、多数の締約国からの付託を受けて、ICC検察官は2022年にウクライナ情勢の正式捜査を開始し、2023年にはプーチン露大統領らに対する逮捕状を発出している。ウクライナ自身は長らく憲法上の制約でローマ規程を批准できなかったが、憲法改正が実現した後の2024年8月にローマ規程を批准し、ICCの125番目の締約国となった（ただし、ウクライナは批准に際して、向こう7年間自国軍の戦争犯罪について、ICC管轄を適用しない留保も付している）。このウクライナの例は、非加盟国が自国に深く関わる重大犯罪の追及についてICCを部分的に受け入れ、情勢の変化に応じて正式加盟に踏み切るという柔軟な対応モデルといえる。

米国の部分協力も見逃せない。前述のように、米国はICC非加盟ながら、特定のケースではICCを支援してきた。その端的な例が、コンゴ民主共和国の元反乱司令官ボスコ・ンタガンダの引き渡しだ。ンタガンダはICCに戦争犯罪容疑で訴追されていたが、2013年にルワンダの米国大使館に自発的に出頭しICCへの引渡しを求めた。米国務省の要請によりICC担当官が急遽現地に出向き、ルワンダ政府の協力を得て、ンタガンダは米大使館からオランダ・ハーグのICC拘禁施設へ空路移送された。この事件では、米国がICCの逮捕状執行に直接関与し、32

ICC非加盟国でありながら重要な役割を果たした。また、米国はウガンダの反政府武装勢力LRAの指導者ジョセフ・コニー（ICC逃亡犯）に懸賞金を掛けて情報提供を呼びかけるなど、他の局面でもICC捜査を後押ししている。ただし、こうした協力は米国の国益と合致する場合に限られている。例えば、米軍が関与した事件（アフغانستانやイラクでの米軍によるとされる犯罪）については、捜査情報の提供どころか管轄自体を真っ向から否定している。それでも近年は、前述のようにウクライナ戦争にかかわる犯罪捜査の過程で、ICCへの情報提供を検討するなど、限定的ながら協力の幅が広がっている。このように、米国はICC非加盟ではあるものの、場合によってはICCの「部分協力国」として機能し得る存在だ。

その他の非加盟国との協力の例としては、国連安保理の付託による強制管轄も挙げられる。スーダンのダルフル紛争（2005年付託）やリビア危機（2011年付託）では、いずれも当該国は非加盟であったが、安保理決議によりICC捜査が開始された。これらの場合、法的には国連憲章第7章により、ICC非加盟国に対して、ICCへの協力義務が課された。しかし、スーダンやリビアの当局は必ずしも十分に協力せず、事件関係者の身柄引き渡しには困難が伴った（リビアのサイフ・アル=イスラム・カダフィ被告は国内で拘束されながらICC未移送、スーダンのオマル・アル=バシル前大統領も国内クーデターで失脚後もICCには引き渡されていない）。もっとも、2020年以降、スーダンの新政権はICCと協力する姿勢を見せ、バシル被告の引き渡しについてICCと覚書を交わすなど、前向きな動きも見られた。このように、非加盟国であっても政権交代や国際環境の変化により、ICCと協力的な姿勢を見せる例がある。

以上のような柔軟な協力の可能性は、ICCの普遍的正義の実現にとって重要だ。ICC加盟国ではなくとも、人道と国際法を重視する政府は、状況に応じてICCを活用・支援できることが示されている。ただし、これらの協力関係は、多くの場合、政権の政策次第であり、その動向には不確実性も伴う。ICCは今後も様々な形で非加盟国との協働を追求し、国際社会全体で重大犯罪の責任追及に取り組むことが求められている。



第5章 論点解説



論点1



「ICCの実効性をどのように強化すべきか」

ICCは重大な国際犯罪の処罰を目的として設立された常設の国際裁判所である。しかし第3章・第4章で見てきたように、ICCは独自の執行機関を持たず、その活動は加盟国の協力に大きく依存している。その結果、逮捕状の不履行や非加盟国による協力拒否などにより、ICCの決定が十分に実施されない事例が数多く存在する。

本論点では、「ICCが国際刑事司法を実現するために、どの程度の実効性・強制力を持つべきか」を議論していただきたい。実効性を強化することは不処罰の防止につながる一方で、国家主権や平和構築との衝突を生む可能性もある。国際社会はICCにどこまで権限を与えるべきなのか、それとも現行制度を維持するべきなのかを検討してほしい。

① 国家主権 vs 国際刑事責任

ICCの権限強化を考える上で、まず議論すべきなのは国家主権との関係である。国家は自国の司法権を有しており、外国や国際機関による介入を拒む権利を持つ。一方で、ジェノサイドや戦争犯罪のような重大犯罪については、国際社会全体が責任を負うべきであるという考え方も存在する。

ICCがより強い権限を持つべきなのか、それとも各国の判断を尊重すべきなのか。国家主権と国際刑事責任をどのように調和させるべきかが最初の争点となる。

② 現職国家元首の免責の是非

現職国家元首に対してICCがどこまで権限を行使できるべきかも重要な論点である。ローマ規程第27条は、公的地位による免責を認めていない。一方で、アフリカ連合（AU）などは、現職国家元首への訴追が国家の安定や和平努力を損なう可能性を指摘している。重大犯罪の責任追及を優先すべきなのか、それとも平和構築や政治的安定を優先すべきなのか。各国はどのような立場を取るべきだろうか。

③ 履行強制の手段：制裁かインセンティブか

ICCの決定をより確実に実施するためには、加盟国や関係国に対する協力促進策が必要となる。一つの方法は、非協力国に対する外交的・経済的制裁などを通じて履行を強制すること

である。他方で、司法支援や経済支援などのインセンティブを通じて協力を促す方法も考えられる。

国際社会はどのような手段によってICCの実効性を高めるべきなのか。また、その際に生じる政治的リスクや副作用をどのように抑えるべきなのかを検討してほしい。

④ 地域機構との連携可能性

ICCの履行義務を地域レベルで強化する方法として、地域機構との協力が注目されている。EUはICCと連携した共通方針を策定し、政治的圧力の緩和と履行支援の体制を整えている。一方、AUはICCと緊張関係を抱えつつも、独自の地域的司法構想（マラボ議定書）を推進している。

こうした地域的枠組みが、ICCの履行を補完する形でどのように活用できるか。特に、地域機構が平和プロセスの当事者となる場合に、国際刑事司法との調和をどう図るべきか。各国の地域的背景も踏まえながら、多角的な視点での議論が期待される。

論点1のまとめ

この論点では、以下の4点を出発点として議論を深めてほしい。

- ①国家主権と国際刑事責任は、いかに調整すべきか。
- ②現職国家元首への免責を認めるべきか否か。
- ③履行義務の強制には、制裁とインセンティブのどちらがより有効か。
またその併用は可能か。
- ④地域機構は、履行支援においていかなる役割を果たし得るか。

各国の法制度、政治状況、地域の枠組みは大きく異なる。その中で、自国の立場から、現実的かつ公正な国際刑事司法のあり方を提示してほしい。ICCの理念である「不処罰なき世界」に向けた第一歩として、この議論が意味のある出発点となることを期待する。

論点2

「ICCに対して、各国はどのような改革を求めるべきか」

ICCに対して具体的にどのような改革が求められるか。

各国がICCの問題点を指摘しあい、よりより国際裁判所としての役割を合意形成していったほしいと願う。

議論軸：

- 判事・検察官への制裁
- 財政的自立

ICCは設立から20年以上が経過した今も、国際刑事司法の中核的な機関として機能し続けている。しかしその一方で、第3・4章で見てきたように、執行力の欠如・政治的圧力・普遍性の欠如といった構造的な問題が蓄積し、ICCの独立性と信頼性は今まさに試されている。

この論点では、「ICCをよりよい国際裁判所とするために、各国はどのような改革を求めるべきか」を議論していただきたい。各国が、それぞれの立場からICCの問題点を率直に指摘しあい、より公正で実効性のある国際刑事司法の実現に向けた合意を目指す、まさに重要な議論の場となることを期待している。以下に、議論の出発点となる主要な項目を示す。

判事・検察官の独立性の保護

第3章第2節で示したように、2025年2月、トランプ政権は大統領令第14203号によってICC主任検察官および複数の判事に対して資産凍結・渡航禁止等の制裁を発動した。これは、2020年の第一次トランプ政権時の前例を大幅に超える規模であり、2025年末時点で制裁対象はICC職員12名に達した。銀行口座の凍結やメールアドレスへのアクセス遮断といった実害が現れており、ガザ案件の調査責任者が辞職するなど、ICCの実務に対する影響は深刻である。

ローマ規程第48条第2項はICC判事・検察官等の職員に対する免除を定めているが、非締約国による制裁を直接防ぐ強制力は持ち合わせていない。こうした外部からの制裁や脅迫行為がローマ規程第70条の「司法の運営に対する罪」に該当し得るとの指摘もある一方で、現行の制度的対応には限界がある。

ICC判事・検察官の職務に対する政治的圧力をどのように防ぐべきか、またはその必要はないのか。さらに、締約国会合（ASP）・国連総会・域内機関など、どのような枠組みでの対応が最適かについて考えていただきたい。

財政的自立と持続可能な資金調達

ICCの予算は締約国会合（ASP）の合意によって決定され、各締約国の分担金が主な財源となっている。しかし、ICCは慢性的な財政難に直面しており、未払い分担金（滞納額）は2019年時点で上位10か国だけで約8,000万ユーロに達したことがある。この年の承認予算は約1億4,800万ユーロであり、滞納の規模がいかに大きいかがわかる。

また、業務量の大幅な増加に対して資源の配分が追いついておらず、司法の効率性と被害者の迅速な正義へのアクセスが阻害されてきた。さらに、財政的な制約が捜査の優先順位に影響を与えかねないという問題は深刻だ。予算の制約が続くなかで、西側諸国がパレスチナ調査に難色を示す一方で、ウクライナにおける事態・事件の調査には積極的に貢献するという非対称な状況も生まれており、財政を通じた間接的な政治的影響が生じているとの批判もある。

ICCが政治的圧力に左右されずに機能するためには、安定した財政基盤が不可欠である。現行の分担金制度を強化すること、また自発的な拠出金への過度な依存を避けることが重要とされているが、各国にとってどのような財政的支援の枠組みが適切だと考えるか。

論点2のまとめ

以上の問題は相互に関連しており、ICCの独立性・実効性・正当性という三つの軸に関わるものである。

①判事・検察官への政治的圧力（制裁・脅迫）に対して、国際社会はどのような防御策を構築すべきか。

②ICCの財政的自立と持続可能な資金調達に向けて、各国はどのような責任と貢献を担うべきか。

これらの問いに対する答えは、各国の立場や利害、価値観によって大きく異なるだろう。ICCの改革をめぐるこの議論が、「不処罰なき世界」という理念のより現実的な実現に向けた、有意義な合意形成の出発点となることを願っている。



第6章 アウト・オブ・アジェンダ

アウト・オブ・アジェンダとは、本会議において議論の対象外とする事項を指す。会議は設定された論点に基づいて行われるため、議論が過度に拡散することを防ぎ、実効性のある成果文書の作成を促す目的で設定されるものである。

本議題は、国際刑事裁判所（ICC）の制度改革という高度に政治的かつ制度的な問題を扱う。そのため、議論の焦点を「制度設計」および「実効性」に限定し、以下の事項をアウト・オブ・アジェンダとする。

① 特定個別事態・事件における有罪・無罪の判断

ICCは司法機関であり、個別事件における有罪・無罪の判断は、本来司法手続きに委ねられるべきものである。本会議は、ICCに関わる制度及び組織の改革を目的としているため、個別事件に対する評価や判断は議論の対象外とする。

② 特定国家または政権の正当性に関する断定的評価

例：

- ・ 特定国家を「違法」または「不当」と断定する議論
- ・ 国家の道徳的評価に終始する発言

これらは国家間対立の再現に留まり、制度的議論の深化に寄与しないため、本議題においては適切ではない。

③ 紛争・戦争そのものの是非に関する議論

本議題は「戦争の評価」ではなく、「国際犯罪を裁く制度の在り方」を扱うものであるため、紛争の是非そのものは議論の対象外とする。

④ 国連安全保障理事会改革全体に関する議論

例：

- ・ 常任理事国制度の廃止
- ・ 拒否権制度の全面的見直し

これらは本会議とは独立した議題であり、議論の範疇を超える。ただし、ICCとの関係に限定した議論（例：付託権限や第16条の運用）は許容される。

⑤過度に専門的な法解釈・技術的議論

本議場は政策決定の場であり、法廷ではない。
したがって、制度設計に結びつかない法的に高度な議論は制限される。

⑥ICC制度の完全廃止や新機関の設立を前提とする議論

本会議では、国際刑事裁判所（ICC）の「改革」を前提としているため、ICCの存在自体を否定する議論、またはこれに代わる新たな国際刑事機関の設立を前提とする議論は、本会議の趣旨に反するものとする。

参考文献

International Criminal Court

- ローマ規程採択・ICCの概要 (ICC公式サイト) <https://www.icc-cpi.int>
- Case Information Sheet: Thomas Lubanga Dyilo (ICC公式) <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/CaseInformationSheets/LubangaEng.pdf>
- Case Information Sheet: Ahmad Al Faqi Al Mahdi (ICC公式) - <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/CaseInformationSheets/Al-MahdiEng.pdf>
- Case Information Sheet: Bosco Ntaganda (ICC公式) - <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/CaseInformationSheets/NtagandaEng.pdf>
- ICC 締約国一覧 (2025年1月1日現在) - <https://asp.icc-cpi.int/states-parties>
- ICC 締約国会合公式ハンドブック (第24会期 2025年版) - https://asp.icc-cpi.int/sites/default/files/asp_docs/ASP24.Handbook.11Nov25.0935.pdf
- ICC 予審第二裁判部決定文 ICC-01/22 (プーチン・モンゴル非協力認定) - <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/CourtRecords/0902ebd1809d1971.pdf>
- 南アフリカ非協力認定決定文 ICC-02/05-01/09 - https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/CourtRecords/CR2017_01321.PDF
- ICC ヨルダン非協力・上訴審判決文 ICC-02/05-01/09 OA2 - https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/CourtRecords/CR2019_02593.PDF
- UNSC決議1593 - <https://www.icc-cpi.int/sites/default/files/N0529273.pdf>
- ICCが捜査中の事件 - <https://www.icc-cpi.int/situations-under-investigations>

United Nations

- ローマ規程全文 (国連法務局公式) - https://legal.un.org/icc/statute/99_corr/2.htm
- 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約 (ジェノサイド条約) - <https://treaties.un.org>
- 安保理決議第827号 (ICTY設置) - <https://press.un.org/refworld.org>
- シリア ICC 付託決議案 (S/2014/348) 否決記録 - <https://press.un.org/en/2014/sc11407.doc.htm>
- UN News: ICC 検察官が安保理に行動を要請 (2017年12月) - <https://news.un.org/en/story/2017/12/639172>
- UN News: シリア ICC付託否決報道 (2014年5月) - <https://news.un.org/en/story/2014/05/468962>
- ICC: Beyond Threats of Withdrawal - <https://africarenewal.un.org/en/magazine/icc-beyond-threats-withdrawal#:~:text=%E2%80%9CA%20bunch%20of%20useless%20people%2C%E2%80%9D.%E2%80%9D>
- Timbuktu 廟再建 Al-Mahdi 事件関連 (UNESCO世界遺産センター) - <https://whc.unesco.org/en/news/1559>

Human Rights Watch

- ICC Handbook (Human Rights Watch) https://www.hrw.org/legacy/campaigns/icc/docs/handbook_e.pdf
- ICC: Jordan Was Required to Arrest Sudan's Bashir (Human Rights Watch) - <https://www.hrw.org/news/2019/05/06/icc-jordan-was-required-arrest-sudans-bashir>
- UN Security Council Vetoes Betray Syrian Victims (Human Rights Watch) - <https://www.hrw.org/news/2014/05/22/un-security-council-vetoes-betray-syrian-victims>

- Trump Authorizes ICC Sanctions (Human Rights Watch) - <https://www.hrw.org/news/2025/02/07/us-trump-authorizes-international-criminal-court-sanctions>
- US Sanctions Two Additional ICC Judges (Human Rights Watch) - <https://www.hrw.org/news/2025/08/20/us-sanctions-two-additional-icc-judges>
- HRW (Article 16 / 補完性関連) - <https://www.hrw.org/news/2014/05/22/un-security-council-vetoes-betray-syrian-victims>
- EU Cooperation on International Criminal Court Arrests (Human Rights Watch) - <https://www.hrw.org/news/2024/11/26/eu-cooperation-international-criminal-court-arrests#:~:text=Without%20arrests%2C%20there%20can%20be,prosecutorial%20activities%20to%20enforcement%20actions>
- Human Rights Watch Briefing Note for the Twenty-Fourth Session of the International Criminal Court Assembly of States Parties (Human Rights Watch) - <https://www.hrw.org/news/2025/11/19/human-rights-watch-briefing-note-for-the-twenty-fourth-session-of-the-international#:~:text=parties%20took%20steps%20to%20leave,September%20their%20intention%20to%20withdraw>

Coalition for the ICC

- Coalition for the ICC (事件別解説 : Lubanga / Al Mahdi / Ntaganda)
 - <https://www.coalitionfortheicc.org/cases/thomas-lubanga-dyilo>
 - <https://www.coalitionfortheicc.org/cases/ahmad-alfaqi-almahdi>
 - <https://www.coalitionfortheicc.org/cases/bosco-ntaganda>
- Coalition for the ICC: United States - <https://www.coalitionfortheicc.org/country/united-states>
- Curbing Security Council Vetoes (Coalition for the ICC) - <https://www.coalitionfortheicc.org/news/20151102/curbing-security-council-vetoes>
- Coalition for the ICC: UN Security Council - <https://www.coalitionfortheicc.org/explore/un-security-council>
- Coalition for the ICC: Côte d'Ivoire - <https://www.coalitionfortheicc.org/country/cote-divoire#:~:text=First%20state%20to%20accept%20ICC,member>

Al Jazeera

- Philippines Officially Out of the ICC (Al Jazeera) - <https://www.aljazeera.com/news/2019/3/17/philippines-officially-out-of-the-international-criminal-court#:~:text=The%20Philippines%20%C2%A0has%20officially%20withdrawn.in%20the%20govern%20ment%E2%80%99s%20drug%20war>
- Biden and the ICC: Partial Cooperation, Selective Justice (Al Jazeera) - <https://www.aljazeera.com/opinions/2021/3/5/biden-and-the-icc-partial-cooperation-selective-justice#:~:text=President%20Bill%20Clinton%E2%80%99s%20administration%20participated,to%20Senate%20to%20be%20>
- US Urges Transfer of Congolese Warlord to ICC (Al Jazeera) - <https://www.aljazeera.com/news/2013/3/21/us-urges-transfer-of-congolese-warlord-to-icc#:~:text=Democratic%20Republic%20of%20Congo%C2%A0move%20towards,peace>

Amnesty International

- DRC: ICC conviction of Ntaganda (Amnesty International) - <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2019/07/>
- Trump ICC Sanctions (Amnesty International) - <https://www.amnesty.org/en/latest/campaigns/2025/03/what-do-the-trump-administrations->

[sanctions/](#)

- A Chance for Africa to Counter the Pitfalls of International Criminal Justice (Amnesty International) - <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2024/04/a-chance-for-africa-to-counter-the-pitfalls-of-international-criminal-justice/#:~:text=Much%20of%20the%20blame%20for,court%20preoccupied%20with%20%E2%80%99Chunting%20Africans%E2%80%9D>

The Guardian

- Biden Welcomes ICC Arrest Warrant for Putin (The Guardian) - <https://www.theguardian.com/us-news/2023/mar/18/joe-biden-welcomes-icc-arrest-warrant-vladimir-putin#:~:text=%27It%27s%20justified%27%3A%20Joe%20Biden%20welcomes,international%20criminal%20court%27s%20decision>
- Russia Withdraws Signature from ICC Statute (The Guardian) - <https://www.theguardian.com/world/2016/nov/16/russia-withdraws-signature-from-international-criminal-court-statute#:~:text=Russia%20has%20said%20it%20is,of%20Crimea%20as%20an%20occupation>
- Sudan Says It Will Send Omar al-Bashir to ICC (The Guardian) - <https://www.theguardian.com/world/2020/feb/11/sudan-says-it-will-send-former-dictator-omar-al-bashir-to-icc#:~:text=Sudan%20has%20suggested%20it%20is,crimes%20and%20crimes%20against%20humanity>

Just Security

- Raising the Cost of U.S. Coercion Against the ICC (Just Security) - <https://www.justsecurity.org/119583/raising-cost-us-coercion-icc/>
- Unpacking New Legislation on US Support for the ICC (Just Security) - <https://www.justsecurity.org/85408/unpacking-new-legislation-on-us-support-for-the-international-criminal-court/#:~:text=Importantly%2C%20legislation%20adopted%20during%20the,263>

Reuters

- Mali, Burkina Faso and Niger announce exit from ICC (Reuters) - <https://www.reuters.com/world/africa/mali-burkina-faso-niger-announce-exit-international-criminal-court-2025-09-23/#:~:text=DAKAR%2C%20Sept%2023%20%28Reuters%29%20,a%20tool%20of%20neocolonial%20repression>
- Blinken urges ICC members to comply with Putin warrant (Reuters) - <https://www.reuters.com/world/us-top-diplomat-blinken-urges-all-icc-members-comply-with-putin-arrest-warrant-2023-03-22/#:~:text=U,comply%20with%20an%20arrest%20warrant>

Atlantic Council

- Ukraine Ratifies Rome Statute but Must Address Concerns Over ICC Jurisdiction (Atlantic Council) - <https://www.atlanticcouncil.org/blogs/ukrainealert/ukraine-ratifies-rome-statute-but-must-address-concerns-over-icc-jurisdiction/#:~:text=Despite%20Ukraine%20not%20ratifying%20the,from%20February%2020%2C%202014%20onward>

Australian Institute of International Affairs

China, The International Court Criminal Court, and Global Governance (AIIA) -

<https://www.internationalaffairs.org.au/australianoutlook/china-the-international-criminal-court-and-global-governance/#:~:text=Being%20a%20permanent%20member%20of,safeguarding%20world%20peace%20and%20security>

Council on Foreign Relations

- CFR: The Role of the ICC (Council on Foreign Relations) - <https://www.cfr.org/backgrounders/role-icc>

EJIL:Talk!

- The ICC's Turn to Cynical Solipsism: Mongolia Non-Compliance (EJIL:Talk!) - <https://www.ejiltalk.org/the-iccs-turn-to-cynical-solipsism/>

International Bar Association

- IBA: Putin's visit to Mongolia defies ICC arrest warrant - <https://www.ibanet.org/putin-visit-to-mongolia-defies-icc-arrest-warrant>

Iranian Journal of International & Comparative Law

China's Approach Regarding the International Criminal Court (ICC) -

https://www.jicl.ir/article_128770_1606bab42fff80366ddf02d7889c3e99.pdf#:~:text=Without%20the%20consent%20of%20the,principle%20of%20the%20relative

Parliamentarians for Global Action

- PGA: The United Nations Security Council and the Rome Statute - <https://www.pgaction.org/ilhr/rome-statute/unsc.html>

Physicians for Human Rights

- ICC Upholds Landmark Conviction (Physicians for Human Rights) - <https://www.phr.org/news/icc-upholds-landmark-conviction/>

Real Institute Elcano

- The budgetary instrumentalisation of international criminal justice (Real Instituto Elcano) - <https://www.realinstitutoelcano.org/en/commentaries/>

United States Holocaust Memorial Museum

- International Criminal Justice since Nuremberg (US Holocaust Memorial Museum) - <https://www.ushmm.org/genocide-prevention/simon-skjodt-center/work/>

Verfassungsblog

- The Sanctioning of Law (Verfassungsblog) - <https://verfassungsblog.de/sanctions-us-icc-united-states/>

White House

- 大統領令第 14203 号 (ICC への制裁) - <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/02/imposing-sanctions-on-the-international-criminal-court/>

Academic Publishers

- Critical evaluation of India's position on the Rome Statute (Springer) - <https://link.springer.com/article/10.1007/s40901-018-0080-0>
- To Arrest or Not Arrest? South Africa, ICC, and Noncompliance (Oxford) - <https://academic.oup.com/isq/article/68/2/sqae005/7628801>
- Prosecutor v. Al-Bashir, Judgment in the Jordan Referral (Cambridge) - <https://www.cambridge.org/core/journals/american-journal-of-international-law/>
- The evolution of funding for the ICC (Tandfonline) - <https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/14754835.2022.2156276>
- The Enforcement Crisis of International Criminal Law: The Putin Arrest Warrant (St Andrews Law Review) - <https://www.standrewslawreview.com/post/the-enforcement-crisis-of-international-criminal-law>
- U.S. Sanctions against the ICC (Harvard Law School) - <https://hls.harvard.edu/today/u-s-sanctions-against-the-international-criminal-court/>
- Five Sides of Justice: P5's Influence on the ICC (BYU Prelaw Review) - <https://scholarsarchive.byu.edu/byuplr/vol32/iss1/18/>
- The Sahel Alliance Countries Have Quit the ICC. Will It Matter? (London School of Economics) - <https://blogs.lse.ac.uk/africaatlse/2025/10/29/the-sahel-alliance-countries-have-quit-the-icc-will-it-matter/#:~:text=Rodrigo%20Duterte%20as%20the%20exception>

書籍

- Introduction to INTERNATIONAL RELATIONS-Perspectives, Connections, and Enduring Questions- Joseph Grieco, G. John Ikenberray and Michael Masranduno
- 「戦争犯罪と闘う - 国際刑事裁判所は屈しない - 」 赤根智子
- 「国際刑事裁判所 第三版 最も重大な国際犯罪を裁く」 尾崎久仁子・洪恵子
- 越智萌 (2025) 『だれが戦争の後片付けをするのかー戦争後の法と正義』 筑摩書房

論文

- 「国際刑事裁判所における規定非締約国の取り扱い」 新井京
- 「国際刑事裁判所の賛否について-アメリカを軸として-」 森川泰宏
- 「国際刑事裁判所における非協力への対応と国連安全保障理事会の役割」 大越真木
- 「国際刑事裁判所(ICC)とアフリカ諸国との確執」 稲角光恵